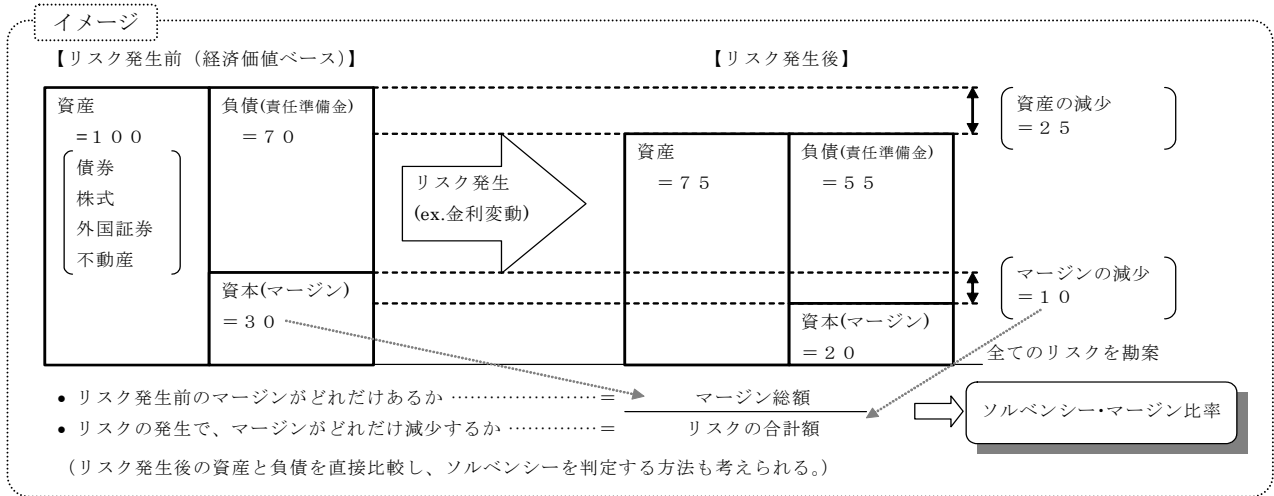


1. 経済価値ベースの健全性評価の考え方

(1) 経済価値ベースの健全性（ソルベンシー）評価とは

経済価値ベースのマージンと、資産・負債を連動させて評価したリスクを比較することと認識。



(2) 資産と負債を連動させたリスクの評価・測定

資産と負債の経済価値評価を行った上で、両者を連動させたリスク評価が必要。

① 認識すべきリスクとは

- ・ 資産と負債に跨るリスク、資産（又は負債）のみのリスク。
- ・ 重要なリスク。（金利変動、株価変動、契約者動向の変化、死亡率の変動 等）

② 当該リスクの資産と負債への影響、リスク量の測定可能性

- ・ リスクの影響度、過去の経験の蓄積、経験値の将来予測への適用可否。
- ・ 資産と負債を連動させた計算方法。複合するリスクの関係性のモデル化。

2. 経済価値ベースの保険負債評価に関する論点

(1) 経済価値ベースの保険負債評価の目的・用途の明確化

- ・ 純粋な健全性（ソルベンシー）評価を目的としていることの明確化が必要。
- ・ 一般会計目的を含めると、「リスクからの解放に伴う収益認識と保険負債評価との関係整理」、「信頼性、客観性、監査可能性」「税務取扱い（所得計算）」など、検討事項が複雑化。

(2) 経済価値ベースの保険負債評価の主な論点

①契約者動向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約の将来キャッシュ・フロー（CF）は不確定。 ・ 保険料入金、保険金支払、解約、失効、更新、転換等の反映方法。 ・ 客観性、信頼性の確保、モデルリスク等。
②基礎率見直	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場データの反映、非市場データの取扱いと整合性。 ・ 見直しのタイミングとトリガー要件。一時的な経済変動等の反映可否。
③割引率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割引率の見積方法。市場データの反映、非市場データの取扱いと整合性。 ・ 利差配当を支払う有配当契約の割引率。
④信用度の反映	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割引率への保険会社の信用度の反映是非。 ・ 信用度反映の場合の影響・保険負債の変動の評価。
⑤リスク・マージン	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク・マージン(リスクと不確実性への備え)の見積方法。 ・ パーセントイル・アプローチ、資本コスト法等の具体的方法と実効性。 ・ 出口価値、入口価値。
⑥有配当契約の将来配当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有配当契約の将来配当の算入是非、見積方法。 ・ 将来配当の測定方法、リスク・マージン等との関係。

さらに、評価・算出結果の妥当性や正当性の確保のための方策についても、検討が必要。

3. 経済価値ベースの保険負債評価が保険会計等に与える影響

<背景、現状>

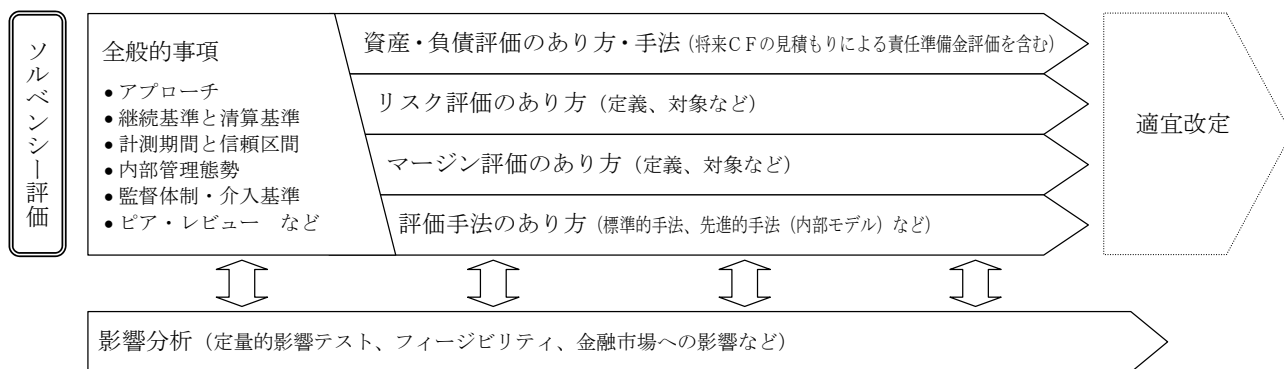
- I A I Sにおけるソルベンシー評価基準の検討（経済価値ベースに基づく）
 - トータル・バランスシート・アプローチに基づく評価の仕組み
 - ・ 2007年中に財務関係の基準を策定予定。
- 国際会計基準審議会（I A S B）における保険会計基準の検討
 - 2006年4月に、現在価値アプローチ（出口価格）を暫定決定。
 - ・ 2007年中にディスカッション・ペーパーが公表され、意見照会に付される予定。（基準の完成は早くても2009年頃）

<経済価値ベースの保険負債評価の議論の進展に伴う追加の論点>

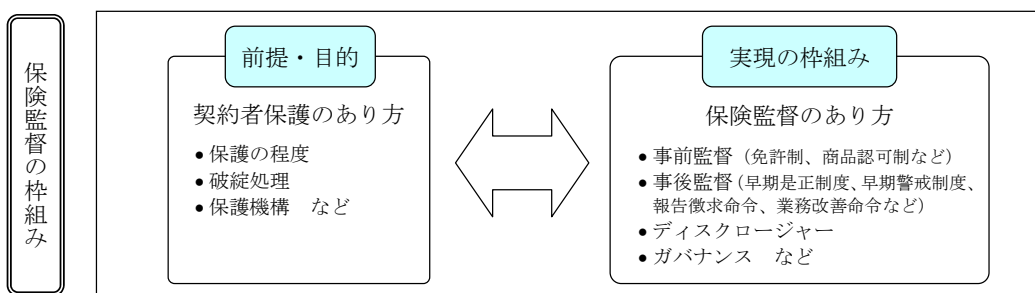
- 現状、日本は「監督会計＝一般会計」であり、保険負債評価の方法は1つである。
- 従って、健全性（ソルベンシー）評価を目的とした経済価値ベースの保険負債評価と、一般会計目的の保険負債評価が同一視される可能性が高く、同一視するか否かの明確な整理が必要。
- 「監督会計≠一般会計」とする場合は、同一であることを前提とした現行の監督制度の仕組みの抜本的な見直しが想定される。
- 「監督会計＝一般会計」を継続する場合は、「リスクからの解放に伴う収益認識と保険負債評価との関係整理」、「信頼性、客観性、監査可能性」「税務取扱い（所得計算）との関係」などが、経済価値ベースの保険負債評価の検討すべき事項として追加されることになる。

- 監督制度に用いられる保険負債の評価方法・責任準備金制度が変われば、早期是正措置以外の監督制度にも影響を与え、財務面における保険監督制度全体の見直し議論へとつながっていくことになる。

4. 経済価値ベースの健全性評価についての中期的な検討項目イメージ



※ I A I S等の検討状況を踏まえて作成。すべての項目に相互関係がある。



保険監督の枠組みの1つとしてソルベンシー評価が存在し、保険監督の枠組み全般と大きな関係がある。（例えば、現行のSM基準は標準責任準備金制度等をベースにしている。）

以上